

2019年改訂・職業紹介より雇用した場合は下記、助成金「雇用給付金」の対象になります。

※有料・無料紹介共に当法人より雇用した場合は助成金対象になります。

・雇用給付金

1 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

「高年齢者、障害者、母子家庭の母を職業紹介にて雇用した場合」

- ・制度概要パンフレット PDF <https://www.mhlw.go.jp/content/000497182.pdf>
- ・雇用の安定のために詳細版 PDF <https://www.mhlw.go.jp/content/000497183.pdf>

2 特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）

「雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、1年以上継続して雇用した場合」

- ・制度概要パンフレット PDF <https://www.mhlw.go.jp/content/000497249.pdf>
- ・雇用の安定のために詳細版 PDF <https://www.mhlw.go.jp/content/000497250.pdf>

3 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）

「東日本大震災による被災離職者および被災地求職者を、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主（1年以上継続して雇用することが見込まれる場合に限る）に対して雇用した場合」

- ・制度概要パンフレット PDF <https://www.mhlw.go.jp/content/000497254.pdf>
- ・雇用の安定のために詳細版 PDF <https://www.mhlw.go.jp/content/000497255.pdf>

4 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

「障害者手帳を持たない発達障害や難病のある方を雇い入れる事業主に対して雇用した場合」

- ・ご案内パンフレット PDF

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000158584.pdf>

- ・雇用の安定のために詳細版 PDF

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000158614.pdf>

- ・難病のある方への職場における配慮事例のご紹介

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000158587.pdf>

- ・発達障害のある方への職場における配慮事例のご紹介

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000158588.pdf>

5 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）

「学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図ることを目的としたもので、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行い、既卒者等を新規学卒枠で初めて採用後、一定期間定着させた事業主に対して支給します」

- ・ご案内パンフレット PDF

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000160060.pdf>

6 特定求職者雇用開発助成金

①特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）

「いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象者を正規雇用労働者として雇い入れる事

6-①続き

業主に対して支給されるものです。」

- ・ご案内パンフレット PDF <https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000497097.pdf>

②特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

- ・ご案内パンフレット（簡易版）PDF <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000360410.pdf>
- ・ご案内パンフレット（詳細版）PDF <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000360411.pdf>

7 トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

「職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。」

- ・ご案内パンフレット PDF <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000497220.pdf>

8 障害者トライアルコース（障害者短時間トライアルコース）

「障害者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障害者雇用への不安を解消することができます。また、この制度の利用に当たっては助成金を受けることができます。」

- ・ご案内パンフレット PDF

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000103771.pdf>

- ・内容拡充ご案内パンフレット PDF

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000200888.pdf>